

# 会 議 録

会議の名称	第11回事故防止委員会	
開催日時	平成19年 3月22日(木) 午後3時00分～午後6時45分	
開催場所	議会棟3階 第一委員会室	
議長(会長)氏名	金谷 京子	
出席者(委員)氏名	伊藤恵子、久芳敬裕、西川 正、日置 司、金澤アサ、山岡藤子、永谷由紀枝、小林令子、菊池美喜、長谷川正三、山本敏雄	
欠席者(委員)氏名	田中元三郎	
事務局(幹事)	新井 茂、木村安男、関根茂夫、矢崎美津枝、千葉淑子、山本克彦、矢嶋久司、田中輝夫	
会 議 事 項	会議内容	会議結果
	1 第10回事故防止委員会会議録について 2 事故防止委員会報告書について 3 危機対応要領について 4 保育実施要領について 5 今後のスケジュールについて	傍聴 6人
議事の経過	別紙のとおり	
会議資料	第10回会議録、上尾市立保育所事故防止委員会報告書(案)	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成19年    月    日</p> <p style="text-align: center;">署名人 _____</p> <p style="text-align: center;">署名人 _____</p>		

# 議事の経過

## 会議の経過

### 1 第10回事故防止委員会会議録について

**委員長**から、第10回事故防止委員会の会議録について、異議がなかったため承認された。

### 2 事故防止委員会報告書について

**委員長**から、「保育実施要領については、3月19日に修正作業を行い、本日校正を行ったものが作成された。事故防止委員会報告書については、『はじめに』の文章、次に『目次』の構成、最後に各章の内容について最終的な確認を行いたい。まず、『はじめに』に関する意見について。」という発言を受け、

**日置委員**から、「報告書の冒頭の文章について、保育実施要領及び危機対応要領の冒頭文章とは異なり、『熱中症で』という原因など自然発生したと思わせる表現となっている。2種の要領では『上尾市は、(中略)惹き起こした。』という表現や『本棚で』などの発生場所となっており、偶発的なものではなく上尾市が事故発生の当事者として位置付けている。報告書でもその位置づけや原因については明記していくべきである。初見の読者からすれば、原因を『熱中症』とした場合、保育の中に問題があったことが想像しにくい。『本棚で』と発生場所を明記すれば、本棚の設置経緯や保育中の本棚の利用方法など問題点の想像を発展することができる。」という発言があった。

**委員長**から、「『保育所内で行方不明となり、』を加えるというのではどうか。」という発言があった。

**長谷川委員**から、「『熱中症で』を『保育中に』に替えるのはどうか。直接の原因は熱中症であったが、大きな原因は保育にあったということが示せるのではないか。」という発言があった。

**委員長**から、「それではどのような事故であったのかが不鮮明になってしまう。」という発言があった。

**西川委員**から、「危機対応要領と同一、もしくは準じる文章ではどうか。」という発言があった。

**長谷川委員**から、「事故原因については、事故調査委員会の報告書でまとめられているので、当委員会の報告書の中に詳細な事故内容について記載するのは適当ではないのではないか。」という発言があった。

**委員長**から、「『はじめに』の冒頭は、大変重要な場所なので、事故内容について記載することは必要ではないか。」という発言があった。

**西川委員**から、「主体的に書いている保育実施要領の『上尾市は、(中略)惹き起こした。』という表現が上尾市の責任を明確にする面ではよりよい文言となっているのではないか。」という発言があった。

**長谷川委員**から、「事故調査委員会及びその報告書を踏まえた当委員会の報告書としては適当ではないのではないか。」という発言があった。

**西川委員**から、「保育実施要領の文言では、原因については示されていないが、より大切と考える事故の主体者を明らかにしているため、この文章を採用してはどうかと発言している。この案についてはいかがか。」という発言があった。

**委員長**から、「異議が無いようなので、冒頭の文章を実施要領の文言と同一の物とす

る。また、文章中の『保護者の皆様』を『保護者』とする。」という発言があった。

**西川委員**から、「『事故防止行動計画案を策定した』とあるが、案の段階であるので『作成した』した方がよい。また、案を作成した日付についても、『平成18年2月に』などと記入したほうがよい。課が案を作成し、その後事故防止委員会が設置され案を承認したという流れがあるほうがわかりやすい。」という発言があった。

**委員長**から、「案を作成した日付については記入する。委員会の発足当初の流れについては、本編に記載しているので原案のままとする。」という発言があった。

引き続き、**委員長**から、「目次の構成とともに本編の流れについて。」という発言を受け、

**山本委員**から、「事故防止委員会設置の経緯及び理由。事故防止委員会と各検討会との関係性。上尾市事故防止行動計画の作成の経緯。事故防止行動計画の内容。各検討会の内容。事故防止計画進行管理表の作成の経緯及び読み方。事故防止行動計画の進行管理体制。進行管理表と2種要領集。資料として委員会及び検討会の開催経過や巡回相談の実施経過、事故防止委員会設置要綱、名簿など。以上の内容が報告書に盛り込んでいる。」という発言があった。

引き続き、**山本委員**から、「『はじめに』の中で、計画案の策定から作成という訂正に合わせ、本編中も統一して訂正する。」という発言があった。

**委員長**から、「文章全体で使用されている『吸い上げる』という表現は、『聴取する』にし、『取り込む』という表現は、『改編する』とする。」という発言があった。

**西川委員**から、「『はじめに』の中で、『検討会等』という初出の単語があるので、その説明を『後述する』などの表現で補う必要があるのではないか。」という発言があった。

**山本委員**から、「まず、『等』という表現は、保護者会・所長会会議は検討会ではないが、3種の検討会に当会議を含める場合を意図している。また、『はじめに』の中では概略を記述しており、個々の説明は各々後述されるので、とりたてて初出の単語を説明する必要はないのではないか。」という発言があった。

**委員長**から、「3ページ下から4行目、『であり』を『である』にし、進行管理表の記号を訂正する。同下から2行目、『また』を削除する。4ページは、子ども家庭課案の『上尾市保育所事故防止行動計画』なので、『平成18年2月作成』と記入する。不必要な敬語は常態語にする。」という発言があった。

**伊藤副委員長**から、「『検討会等』という表現は、『作業部会』として統一すればよいのではないか。」という発言があった。

**山本委員**から、「委員会設置要綱で『作業部会を置くことができる』との定めから検討会等を設置したが、設置後は『保育運営検討会』などの名称を定め、その名称で委員会中でも使用してきたので、混乱を避けるため『検討会等』としていきたい。」という発言があった。

**委員長**から、「確かにわかりにくいので、初出の『検討会等』の説明として、『事故防止委員会の下に作業部会として「保育運営検討会」、「危機管理検討会」、「職員資質向上検討会」の3つの検討会と「保護者会・所長会会議」を設置した。』とする。」という発言があった。

**山本委員**から、「文章全体において、『一人一人』を『一人ひとり』に訂正する。ただし、保育所保育指針は『一人一人』となっているので、引用する際は原文のままとする。」という発言があった。

**日置委員**から、「危機対応要領については、『職員と保護者の十分な話し合いのもとに随時見直しを図っていく』とあるが、具体的にはどのようなことを指しているのか。また、見直しを図る機関として新たな場が設置されるのか。巻末の来年度の体制図の中ではどこが担っていくのか。」という発言があった。

**山岡委員**から、「まず、危機対応要領では作成過程で保護者の意見を取り込みながら作成した際、今回の要領作成で完成するのではなく、保護者の協力を得て日々見直しを図っていくことを伝えている。そのことを指している。また、見直しをするのは、実際に運用する保育所現場が行うことになる。」という発言があった。

**日置委員**から、「保育所現場では、保護者と職員が危機対応要領について話し合える場を設けるということか。これまで保護者会はその場の設置を安全委員会の名称で求めてきた。ヒヤリハット事例も含め、現場の状況は現場が一番わかっているので、保育所での状況を保護者と職員が共有して要領に盛り込んでいく場が必要である。」という発言があった。

**山本委員**から、「各クラスの保護者会の話し合いの中で出された訂正箇所は、職員会議にかけられ、所長会に報告される。その後、保育・安全委員会で見直し原案が作成され、保育評価審査会に検討を依頼していくという流れが巻末の体制図で示されている。この危機対応要領に関する記載について不明確であれば、見直し体制の概略をここで記載することもできる。ただし、要領については市が責任を持って作成し運用していくことが大前提となる。」という発言があった。

**西川委員**から、「保育所ごとに保護者と職員が話し合っで見直すということと、その見直しを全保育所共通の事項として要領そのものを見直すこととの2つの段階がある。そのことを明確にすることで、運営責任の主体が保育所現場にあることと、保護者も運営責任の一翼を担っていることを示すことができるのではないか。園庭遊具のあり方も含め保育所ごとに方針が話し合え、基準となる要領を見直していけることが重要である。」という発言があった。

**委員長**から、「この危機管理検討会のまとめの流れとしては、主語を『危機管理検討会では』とし、『(要領の)内容の修正を実施してきた』としている。さらに今後新たな顔ぶれで検討を進めていくということが述べられている。その経過の中では、保護者の意見を聴取するという事なのではないか。」という発言があった。

**日置委員**から、「この部分の内容は、他の要領にも当てはまることだが、不変のものとして保持するのではなく、現場から出された意見は随時検討し、危機管理については常に保護者と職員が情報を共有していくことが重要とのことである。そもそも、その保護者と職員の関係を論じるのに、検討会のまとめの項は適していないのではないか。それは、巻末の来年度の体制図案の章が適しているのではないか。」という発言があった。

**金澤副委員長**から、「検討会のまとめの提言とするならば『それぞれの保育所の状況に応じて、随時見直しを図っていく。』として方がすっきりするのではないか。」という発言があった。

**委員長**から、「職員資質向上検討会のまとめの項については、まず、現在形と過去形の混在があるので過去形にそろえる。」という発言があった。

**日置委員**から、「『対保護者、対職員』はわかりにくいので、『保護者との関り、職員間の意思疎通、』などと表現を整える。また、18年度に行ってきた研修や改正点などがより明確になるよう表現を改めて欲しい。」という発言があった。

**西川委員**から、「職員資質向上検討会は、研修計画を策定するという大きな役割と、18年度にその考えを取り入れた研修を実施してきたという付随的な役割がある。両者を分けてまとめると、さらにわかりやすくなるのではないか。」という発言があった。

**委員長**から、「流れとしては、職員にアンケートを行い問題として浮かび上がったものを、18年度の研修の素材として取り入れてきたこととしてつなげていく。」という発言があった。

**日置委員**から、「年齢別検討会が他の研修に比べ特に強調されているようにまとまっているが、その理由はいかなるものか。」という発言があった。

**永谷委員**から、「17年度までは、子ども家庭課の中に研修委員会があり、そこが事務局となって年齢別検討会を行っていた。18年度には職員資質向上検討会が設置されることとなり、研修委員会はそれに伴い改編されることとなった。資質向上検討会が年齢別検討会の事務局を同時に担えるのかが不透明であったため、年齢別検討会は18年度当初には実施が決まっていなかった。5月頃に議論を重ね実施の運びとなったため、年齢別検討会は、一度見直された形となっている。」という発言があった。

**菊池委員**から、「年齢別検討会の前身が発足した当初は、保育士の自主的な集まりとして行っていた担当クラス別の連絡会議であったが、その後研修として認められた経緯を持つ研修である。」という発言があった。

**永谷委員**から、「検討会の内容など毎年見直してきたが、上尾保育所の事故を受け、検討会の回数が適正であるのかなど、一から検討を行ってきた。」という発言があった。

**日置委員**から、「救急時に対する不安に対して、救急救命、応急手当に関する研修を行ったという流れのように、年齢別検討会に対しても問題点や背景を記載しなければ読者はわからない。情報を交換するだけ以上の何かがあって、改めて実施してきたことと思うのでその何かを明らかにしてほしい。」という発言があった。

**委員長**から、「アンケートの結果から出てきた改善点とそうでないものは区別できるような形で文章を訂正してほしい。参加できない職員の資質向上については。」という発言があった。

**永谷委員**から、「職員自らの子どもの養育など、諸般の事情により時間外の活動が難しい職員の資質向上が議題となった。」という発言があった。

**西川委員**から、「参加している人が限られているという問題点も検討会では議題となったが、その解決策に対しては議論が及ばなかった。」という発言があった。

**事務局**から、「職員会議や園内研修などは、外部研修で学んできたことを他の職員に伝え、職員の資質向上に寄与する意識の高い職員や、逆に消極的な職員もいるので、きっかけを作ることによって全職員の資質向上につなげることができると議論を重ねてきた。救急救命、応急手当に関する研修はほぼ全職員が受講し、年齢別検討会についてもクラスを空けるといって緊張感を持って時間を効率的に使い、保育所に戻ってからも復命書を活用し更に議題を検討するようになった。視察研修については、職員会議などでの発表方法の改善などにつながることで挙げられている。有意義な会議や研修とするため議事をマネジメントする能力を所長は向上する必要がある。以上の事項を盛り込んだ上で、さらにわかりやすい表現としていきたいと考えている。」という説明があった。

**日置委員**から、「職務命令で出席する研修と、自主的に参加する研修があると聞いている。資質向上のためには、職務命令での研修を増やしていくことが必要で、職務上参加するからには復命をするのは当然のことで、復命の徹底と記載している意味がわからない。」という発言があった。

**山岡委員**から、「復命は全ての研修で受けていたが、所長が報告を受け保育所内で供覧されるものも多かった。しかし18年度からは課が復命書を取りまとめ、他の15保育所へも供覧することで、全職員に内容を周知することができるようになったという意味である。」という発言があった。

**西川委員**から、「職員資質向上検討会については、別冊で報告書が作成されているので、そこに記載されていることの要約となっているはずである。まずは、その報告書を見直せば、しっかり書かれている。」という発言があった。

**委員長**から、「以上の意見を踏まえて最終的な訂正を行う。」という発言があった。

(暫時休憩～4時45分から4時50分～)

**委員長**から、「保護者所長会会議について。」という発言があった。

**山本委員**から、「会議では、保護者と保育士の連携や保育の課題について話し合われた。両者からコミュニケーションの不足について問題に思っていたことから、コミュニケーションの場をこれまで以上に設置していく必要があるとの結論があった。保護者会からは、以前に比べて保育士とのつながりが希薄になっていることを感じており、保育士からは児童の保育中に保護者と話し合うことは困難であると感じている。その中でも、両者の認識の違いを埋める努力を怠ることなく続けていく必要がある。児童の発達記録を残すという意図から連絡帳を複写式にする保育所からの提案については、保護者から本音を書きづらくなるという意見などもあり、継続して検討することとなった。保育参観については、保護者が普段の保育所の様子を見ることで、保育士と問題意識を共有しやすくなるという意見もあり、全保育所でその意義と実施に向けての検討を行うこととなった。」という発言があった。

**西川委員**から、「第9回の委員会に事務局から会議のまとめとして、会議ごとの要約や議題、結果などがわかりやすくまとめられたものが報告された。今日の報告書案ではさらにその要約された形となっている。当会議では別冊の報告書や要領を作成していないので、事故防止委員会報告書が結果として唯一のものとなることから、第9回の会議報告を載せて報告書としたい。」という発言があった。

**山本委員**から、「分量として2ページ程あったので、さらに要約したものを報告書に記載したが、以前の報告のまま掲載することは可能である。」という発言があった。

**委員長**から、「事務局で校正を行い、文章を以前のものに戻して掲載する。」という発言があった。

**西川委員**から、「文言に関する訂正として、保護者と保育士のコミュニケーションの不足という表現は正しくなく、不全とすることで回数の問題ではなく機能しているかどうかということを問題としたい。」という発言があった。

**委員長**から、「事故防止行動計画進行管理表に関する経過説明、及び各項目のまとめが掲載されている章については、構成としてはこの通りとする。19年度の体制図に関する章はどうか。」という発言があった。

**山本委員**から、「不適切な敬語の使用を訂正する。」という発言があった。

**委員長**から、「保育評価審査会の構成員については例示し、「など」という表現として留め、市の判断にゆだねるという形とする。」という発言があった。

**西川委員**から、「保育評価審査会については、2種の要領などを見直しする過程を文言として載せていく必要がある。」という発言があった。

**委員長**から、「保育所から、要領の見直しの提案があった場合、どの場で検討、改正され、保育所に戻ってくるのかという流れを示したい。現場の保育所で見直しを行い、所長の判断で行えるのかについてはどうか。」という発言があった。

**山本委員**から、「保育所からの提案は、所長が所長会議に発議し、全体的な見直しを行う必要がある場合は、保育・安全委員会で原案を作成する。その案を保育評価審査会に報告し、そこからの助言を盛り込んだ形で要領を改正することとなる。」という発言があった。

**西川委員**から、「事故防止行動計画の進行管理について、検証・評価する機関として問題はないが、要領の見直しについては報告を受けるだけでなく、実際に見直す検討を行って、改訂まで行う機関とするようにわかる図にしてほしい。」という発言があった。

**伊藤副委員長**から、「体制図だけでなく、図の内容を説明する文章を先に記述し、その文章を補完する図にしなければ、図を解釈する側が混乱することとなる。」という発言があった。

**山本委員**から、「19年度の体制図については、本委員会から提案をするという形であ

り、説明を詳細に行い、組織を固定化することは難しい。」という発言があった。

**委員長**から、「提言として例示することは難しいことではなく、提言を受けて実際に行うかどうかは19年度の関係者が決定することである。」という発言があった。

**西川委員**から、「保育評価審査会と保育安全委員会については、設置目的と構成員など、関係性に関する部分は記載していくことは必要ではないか。」という発言があった。

**長谷川委員**から、「本章は、市が提言として受け取るものであり、現時点で全てを具体化するところまではやはり難しい。」という発言があった。

**委員長**から、「要領などを見直す流れは、説明をつけるなどして来年度の方針としてほしい。『おわりに』については、数点の校正を行い原案の通りとする。」という発言があった。

### 3 危機対応要領について

**委員長**から、「危機対応要領本編については、大きな変更点はない。資料編では、人名などの固有名詞や例示されているマップや保育所名は匿名としたほうがよい。」という発言があった。

**西川委員**から、「危機対応要領の検討段階で保護者から聴取した意見について、その後どのように要領の中で対応したのか、もしくは、対応できない理由を明らかにしてほしい。」という発言があった。

**事務局**から、「内容も多岐に渡り件数も多いので、個別に全て対応することは難しいが意見として多かったものを抽出するなどして対応したい。」という発言があった。

**委員長**から、「全ての保護者や意見を提出した方に対応することが難しいのであれば、対応の事例は別に作成公表することとし、全ての方に謝辞を危機対応要領の『あとがき』として載せることはどうか。」という発言があった。

**山本委員**から、「対応の事例については、抽出した形で公表したい。」という発言があった。

**西川委員**から、「極端な意見で採用できなかったということであれば、それも公表し採用できない理由を示すことが必要なのではないか。何でもできるわけではないということを保護者に理由とともに伝えることが、保護者の理解につながる。また、皆で作成したという一体感を共感するためにも、採用しなかった意見への対応が必要である。以上の2点からより多くの意見に対して理由を示してほしい。」という発言があった。

### 4 保育実施要領について

**委員長**から、「保育実施要領について、概略及び変更点の説明をお願いします」という発言を受け、

**事務局**から、「保育所保育指針を基に保育の基本に立ち戻り、これまでの市立保育所の課題を抽出し、その対応について記載している。また、保育の計画を重要な点としてとらえることで、事故調査報告書で指摘された保育のあり方を常に見直すこととしている。最後に、『おわりに』のあいさつ文を加えている。」という説明があった。

**日置委員**から、「本委員会は上尾保育所の事故を受けて発足したが、そもそも上尾保育所の保育の中で何が原因であったのかがいまだに不明である。確かに、子どもの動静の不把握や職員間の情報共有の不備など具体的な問題点は出てきている。しかしその背景の問題として、量ではなく質の問題点が議論できなかった。その見えない部分の共通認識を共有できずに、保育実施要領を作成してきたので、その分上尾保育所の評価・課題の部分が不十分であり、保護者との関わり、職員集団のあり方、所長の役割、行事や連

絡帳の役割などのものも不十分である。このまま、保育実施要領を委員の一人として承認することは難しい。特に、保護者との関わりについては、保護者会所長会会議においても共通認識を見出せなかった部分であり、この部分については、本日承認をとらずに更なる検討を加えるということではどうか。」という発言があった。

**委員長**から、「保育実施要領は、不完全な部分があるということは否めない。そのことを『はじめに』などに盛り込み、改訂を促すこととすることは避けられない。期限を設けてその中での修正であれば不可能ではないか、その段取りはどうするか。」という発言があった。

**日置委員**から、「修正の方針としては、上尾保育所の評価・課題の部分に納得できないのは、事故調査報告書の読み方に食い違いがあるからである。その部分を共有したい。そこが一致してから、他の保護者との関わりや職員集団のあり方などについても意見があるのでさらに述べていきたい。」という発言があった。

**長谷川委員**から、「まず、本委員会は事故防止に関わることを議論する場であり、事故の原因について調査する場ではない。また、本日の第11回事故防止委員会が最終であり結論を出すということを先に決めていたことなので、さらにそれを延ばすことは考えられない。」という発言があった。

**西川委員**から、「今日初めて提案され読む文章も多いが、その文章を読んでもまだ意識が共有されていないということが明らかになる部分がある。また、保護者会が保育運営検討会で提案した文章とは明らかに異なっているし、意図すら伝わっていないところも見受けられる。その部分を指している。」という発言があった。

**委員長**から、「確かに上尾保育所の評価・課題の部分については少し検討の余地があるが、その他の部分については注釈をつけて次の場で検討してもらおうということになる。」という発言があった。

**事務局**から、「現在、保育所保育指針の改訂の検討が進んでおり、その他諸般の事情に合わせて、保育実施要領も改訂をしていくこととなっている。『おわりに』の中にも記述している通り、要領は常に見直される立場にあることを基本として行動していきたい。」という発言があった。

**委員長**から、「見直すという趣旨だけでなく、議論が不十分であったということを強調して記述する必要がある。」という発言があった。

**日置委員**から、「保護者の信頼回復が事故防止行動計画の中でも大きな項目となっている中で、保護者会の代表が承認できない物を、後で見直すからいいという思いでは納得ができない。少なくとも保護者との関わり部分については、数点について共有できれば時間もかからずに修正できると考えているので検討してほしい。」という発言があった。

**委員長**から、「委員会を開くことは難しいが、3月末までに一度確認を開くまでに修正を行うこととする。この場では、懸案となっている上尾保育所の評価・課題の部分について方針を固め、修正の前に保護者会の意見を出してもらい事務局と委員長で決めていく。」という発言があった。

**永谷委員**から、「保育所の働きかけや行っていることが伝わっていないものについては、共通認識を持てるよう努力していきたい。」という発言があった。

**日置委員**から、「保護者会が問題と考えていることは以下の通りである。職員集団が保育について話し合えないことが、職員間で疑問に感じていることも言えない雰囲気を作り出していることである。家庭支援が保育者は求められているが、かみつきなども保護者同士がつながっていないからこそ、トラブルに発展してしまうことに見られるように、家庭支援はもちろんのこと、保護者と保護者をつないでいく支援が不完全である。その過程で保護者とのコミュニケーションも円滑になっていくのではないかと。家庭支援を一



昔前の保育に比べて重要になってきたことを認識しなかったことを謙虚に反省するべきである。」という発言があった。

**委員長**から、「保育所の課題として、家庭支援の不足について盛り込むという案についてどうか。」という発言があった。

**永谷委員**から、「現状では、クラス懇談会や個別の相談など受け入れ体制を整えている。その上で、思いが伝わっていないと感じる保護者に対しては、保育所から話し合いの場を持つよう働きかけている。働きかけを行っても難しい保護者は確かにいる。また、保護者と保護者を結ぶ役割を保育所が担うことは難しいのではないか。」という発言があった。

**山岡委員**から、「クラス懇談会も、保護者が提案する議題を議論するなど保護者の活動の場ともするなどの工夫をしている。」という発言があった。

**委員長**から、「課題としての項目なので、家庭支援を今後課題としていくのかどうかを記載しなければならない。」という発言があった。

**長谷川委員**から、「合意点を見出せなかった部分については、保護者会代表委員からこのような意見があったなどの複数論を併記していくというのではどうか。」という発言があった。

**西川委員**から、「保護者会・所長会会議についてはこの点について話し合っており、その経過はまとめにも掲載しているところである。その中では、保育士が個別に保護者を抱えるには無理が生じており、問題解決につながらないのではないかという意見であった。保護者同士がつながることが問題解決に有効であり、バラバラになれば個々に苦情として保育所に投じられる結果となる。例えば、泥遊びに対しても保護者の中で賛否両論があるが、両者が話し合わなければ否定の方向に行かざるをえなくなってしまう。保育士も保護者の中にも様々な意見があるという現状に困惑しているところを見聞きする。これまで見えていなかった新しい課題として、保護者会と保育所はともに取り組んでいかなければならないのではないか。保護者会として精力的に活動する保護者が減少する中で、バラバラになるのを食い止める力が必要である。子育てができるコミュニティを作っていくために保護者会と協力していくことを課題としてを盛り込んでいきたい。」という発言があった。

**委員長**から、「保護者と保育士間、職員間、保護者間についても活性化していくという意見としてある。」という発言があった。

**永谷委員**から、「多岐にわたる問題を、その都度全ての保護者から合意を得て行動することは現実としては難しいと思うが、課題としては常にもって行動している。」という発言があった。

**久芳委員**から、「保護者の考え方は様々で、コミュニティを作ることや入ることに積極的な人もいれば、消極的な保護者もいる。難しい命題を出しすぎている感がある。」という発言があった。

**委員長**から、「保育所保育指針の改訂で、子育て支援が取り上げられたが、それは相談に応じるだけでなく、保護者の間を取り持つ人物に働きかけ自主的な活動ができるよう支援することなどが課題となっている。保育所側のその意識が成熟していないということは見受けられる。」という発言があった。

**日置委員**から、「そこを保護者会は保育所の課題と考えている。」という発言があった。

**委員長**から、「その点で、保護者会との関わりの中で、保育所からの一方的な働きかけではなく、保護者からの協力を得ながらという相互の関係性を描かなければならない。」という発言があった。

**西川委員**から、「行事についても、子どもの活動を見る場だけではなく、保護者とともに作り上げていく中で、知り合っていく日常の保育につなげていくという場でもある。

課題の視点で各項目を見直していけば、保護者がどのように関わればよいかが見えてくる。その提案を行いたい。懇談会などもやり方を変えるだけで月に1度の頻度で開くまでになった保育所もある。要は、保護者の思いを引き出せる技術が必要である。」という発言があった。

**委員長**から、「課題の部分については、理想とする姿を記入し、具体的な方策については、各項目に列記していくということとする。」という発言があった。

**日置委員**から、「職員集団に関する項目としては、個人と個人が言い合えることで保育所全体の雰囲気を変え、ついには保育所間で変化を起こしていくことに発展していく。一人ひとりが保育所の構成員であり責任主体であることを意識することは発言から始まる。保護者の視点からも、密室で保育を行っている中で、他の職員の意見を拒む姿勢では不安であるし、うまくいかない時は全体で対応してもらえる体制であってほしい。」という発言があった。

**委員長**から、「評価と課題については、検討会での職員の意見聴取にどれだけ現れていたかどうかわからない。ただ、書けないという事が現実の評価として表れているのではないか。」という発言があった。

**西川委員**から、「意見のずれはこれまで目に見える形にはなっていなかった。保育士は実現できないことを正直に話す姿勢があれば、できないという結果は変わらなくても保育士を信頼することはできる。コミュニケーションの不全とは、その姿勢が見えなかったということである。」という発言があった。

## 5 今後のスケジュールについて

**委員長**から、「保護者会からは、来週早々までに案の提出を受け、委員長と事務局で最終の見直しをすることとする。」という発言があった。

**山本委員**から、「修正を行い、完成版を委員に送付した後、事故防止委員会の報告書として委員長から市へ提出していただく。その後、一般に向けての広報手段として、ホームページを活用し、情報推進課とも協議をして掲載できる範囲で周知していくこととなる。」

**日置委員**から、「保護者や職員に対してはどうか。特に保護者については、保育所設置の冊子を見て、欲しいと思えば送付されうるものなのか。」という発言があった。

**山本委員**から、「分量が少なくないので、大量に製本することは難しいが、少なくとも保育所に数札設置し、貸し出すという形がとれる。また、希望が強ければ印刷をして配布することは不可能ではない。」という発言があった。

**委員長**から、「以上をもって、事故防止委員会を終会とする。」という発言があった。